

八尾市若者相談支援事業業務  
委託事業者募集要領

1. 業務概要

(1) 業務名

八尾市若者相談支援事業業務

(2) 業務の目的・概要

本事業は、子ども・若者とその家族が抱える不登校、ニート、ひきこもり等さまざまな事情に対し、臨床心理士等の相談員（以下、「相談員」という。）が、適切な助言や必要な情報の提供、それぞれに必要なとする専門的な支援を行うなど、一人ひとりの特性や状況に寄り添い幅広く相談に乗ることで、困難を有する若者やその家族が安心して過ごすことができる社会環境を整備し、子ども・若者育成支援施策の推進を図ることを目的とする。なお、事業の実施にあたっては、複雑・複合化した課題等を支援機関間の連携を通じた支援や支援につながりにくい若者などへアウトリーチを通じた支援、さらに、自立に向けて若者が一歩踏み出すための場所として若者の居場所づくりを行うなど、本市のめざす「誰ひとり取り残さない相談支援」を展開する。

(3) 業務内容

別紙、八尾市若者相談支援事業業務仕様書のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで（業務開始は令和 8 年 1 月 5 日以降）

※事業の目的が適切に実現され、良好な運営が行われていることを本市が確認した場合は、上記委託予定期間終了後最大 4 年間は、公募によらず当該事業者と委託契約することができるものとする。翌年度の更新の可否については、委託期間中に提出される報告等をもとに決定する。ただし、翌年度の予算の成立内容により変更となる場合がある。

(5) 業務実績

令和 6 年度 相談件数（延べ）940 件

令和 5 年度 相談件数（延べ）732 件

2. 予算（見積限度額）

金 6,056,680 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3. 参加資格要件

類似業務（子ども・若者に関する相談支援業務）を過去 5 年以内（2020 年から 2024 年までの間）に受託実績のある法人であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 八尾市財務規則第 98 条の入札参加資格を備えていること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に

基づく申立てがなされていないこと。

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に抵触しないこと。

(4) 「八尾市入札参加停止要綱」に基づく入札参加停止（以下、「入札参加停止措置」という。）  
及び「八尾市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等排除措置（以下、「入札等排除措置」）を受けていないこと。

(5) 八尾市暴力団排除条例（平成 25 年八尾市条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員  
又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下、「暴力団密接関係者」という。）でない  
こと。

#### 4. 契約までのスケジュール

令和 7 年 8 月 4 日（月）募集要領等の公表

令和 7 年 8 月 12 日（火）質問受付期限

令和 7 年 8 月 14 日（木）質問回答期限

令和 7 年 8 月 22 日（金）提案参加申込書等の提出期限

令和 7 年 8 月 26 日（火）提案参加資格結果通知

令和 7 年 9 月 2 日（火）事業提案書等の提出期限

令和 7 年 9 月 17 日（水）書類審査結果の通知

令和 7 年 9 月 25 日（木）プレゼンテーション審査

令和 7 年 9 月 30 日（火）審査結果の通知

※審査結果の通知後、業務受託候補者と打ち合わせを行い、契約を締結する。

#### 5. 募集要領等の配布方法

八尾市ホームページからダウンロード。参加申込書等応募に関する様式等についても、ホームページからダウンロードすること。

#### 6. 募集要領等に関する質問・回答

募集要領等に関する質問は、質問票（様式第 2 号）を期日までに電子メールにより提出すること。電話等その他の方法による質問は一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。質問に対する回答は、令和 7 年 8 月 14 日（木）までに本市ホームページに掲載する。

- ・質問受付期間：令和 7 年 8 月 4 日（月）から令和 7 年 8 月 12 日（火）午後 5 時まで

- ・提出先メールアドレス：kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp

（八尾市こども若者部こども若者政策課）

- ・八尾市ホームページURL：

[https://www.city.yao.osaka.jp/sangyou\\_business/nyuusatsu\\_keiyaku/1012821/1019670.html](https://www.city.yao.osaka.jp/sangyou_business/nyuusatsu_keiyaku/1012821/1019670.html)

## 7. 参加申込

提案に参加を希望する者は、事業提案参加申込書（様式第1号）及び添付書類（「添付書類」は該当する者のみ）を指定する期日までに電子メールおよび郵送または持参により提出すること。（郵送時は書留・簡易書留・特定記録郵便に限る）

- ・受付期間：令和7年8月4日（月）から令和7年8月22日（金）午後5時まで
- ・受付場所：八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所本館7階  
八尾市こども若者部こども若者政策課
- ・結果通知：令和7年8月26日（火）に電子メールにより通知

## 8. 提案の方法

### （1）提案書の提出について

業務提案にあたっては、以下の書類を令和7年9月2日（火）午後5時までに、八尾市こども若者部こども若者政策課へ持参により提出すること。

- ① 提案書（表紙）（様式第3号） 1部
- ② 提案書別紙（様式第4号） 原本1部＋副本8部
- ③ 提案概要書（任意様式） 原本1部＋副本2部
- ④ プレゼンテーション資料（任意様式） 原本1部＋副本8部

後述するプレゼンテーションにおいて、②以外の資料を用いる場合は、その資料を提出すること。

- ※ 提案書別紙には、提案内容を実施するために必要な経費を経費見積書として添付すること。また、提案概要書については、見積額の合計のみを記載し、見積書の添付は省略すること。
- ※ 提案書副本、提案概要書副本及びプレゼンテーション資料副本には、事業者名を記載しないこと。
- ※ 提案書は表紙を除き、片面換算で20ページ以内、提案概要書は片面換算で4ページ以内、プレゼンテーション資料を用意する場合は、片面換算で4ページ以内とする。
- ※ 提案概要書は情報公開の対象となり、公開を前提とした取扱いとなるため、ノウハウや個人情報にかかる内容等公開することにより不利益が生じる恐れがある内容については、記載しないこと。また、簡潔明瞭に作成すること。

### （2）提案書の内容

提案書は、所定の様式に基づき記載すること。

- ※ 次のいずれかに該当する提案書は無効とする。
  - ・定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
  - ・提案内容に虚偽がある場合

- ・応募者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
- ※ 提案書及び提案概要書は、一括して持参により提出する。分割提出は認めない。
- ※ 審査の公平性を期すため、事業者名等が特定される記述は必ず避けること。
- ※ 1 事業者につき 1 提案とする。
- ※ 提出期限後の追加及び修正は原則認めない。

## 9. 選定方法

選定については、「八尾市若者相談支援事業業務委託事業者選定会議」（以下、「選定会議」という。）において、評価基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を経て総合的に評価し、最も総合評価の高い提案者を業務受託候補者（優先交渉権者）として選定する。

ただし、事業者選定までに、この募集要領における、提案参加資格の要件を満たさなくなった場合、及び失格事項に該当することとなった場合は、選定の対象外となる。

提案者が 5 者以上の場合、書類審査の結果により上位 4 者の提案者に対して、プレゼンテーション審査を行うこととし、書類審査結果については、令和 7 年 9 月 17 日（水）にすべての提案者に対し、電子メールにて通知する。

また、プレゼンテーション審査を行う者に対しては、書類審査結果とあわせてプレゼンテーション審査の会場及び時刻等詳細についても知らせる。

提案者が 1 者の場合においても評価基準に照らして、選定会議において総合的に評価を行う。

- ・プレゼンテーション審査の日程：令和 7 年 9 月 25 日（木）

※日時・場所等の詳細については提案者に別途通知する。

・プレゼンテーションの実施方法：説明は、事前に提出した資料に沿って行うこと。説明時間は 10 分以内とし、その後 15 分間の質疑応答を行う予定。なお、プレゼンテーション審査に参加できる人数は 2 名以内とする。

## 10. 評価基準と業務受託候補者の選定

別紙、八尾市若者相談支援事業業務優先交渉権者選定基準のとおり

## 11. 審査結果

審査終了後、市のホームページ上に委託予定者名を公表する。なお、プレゼンテーション審査を受けたすべての提案者へは、郵送により審査結果を通知する。

## 12. その他

### （1）失格事項について

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・提出方法、提出先及び提出期限が適切でない場合
- ・予算見積額が、見積限度額を超えている場合

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ・参加資格要件を満たさなくなった場合
- ・提案者の評価点の合計が、選定会議出席委員の持ち点の総合計の 60%に満たない場合

## (2) その他

- ・提出書類は提案者へ返還しないものとし、当該業務に係る審査以外には使用しない。
- ・提出書類等は開示請求があった場合には、八尾市情報公開条例（平成 7 年八尾市条例第 9 号）に基づき、対象文書として公開する場合がある。事業者の独自技術等公開になじまない内容は、提案者の判断により事業提案書へは記載せず、プレゼンテーション時の提案として差し支えない。
- ・提出書類等の作成及び提出に関するすべての費用は提案者の負担とする。
- ・応募を取り下げる場合は、速やかに文書（様式任意）にて連絡すること。辞退することにより不都合な取り扱いはしない。
- ・選定会議において決定された業務受託候補者と、随意契約に向けた交渉を進めることとするが、交渉が整わない場合は、あらためて次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- ・八尾市財務規則（昭和 39 年規則第 33 号）第 120 条第 2 号の規定により契約金額の 100 分の 5 以上の契約保証金を要する。ただし、同規則第 122 条のいずれかに該当する場合は全部又は一部を免除する場合がある。
- ・実際に契約を締結する際には、仕様書等の内容が一部変更となる場合がある。
- ・業務の履行にあたっては、第三者に再委託してはならない。ただし、委託業務全体に影響を及ぼさないときはこの限りでない。
- ・業務受託候補者選定後、契約締結までに、入札参加停止措置、入札等排除措置及び営業停止処分を受けた場合は、契約締結しない。
- ・暴力団員又は暴力団員密接関係者であることが判明した場合は契約を締結しない、また、契約締結後に判明した場合は、契約を解除する。
- ・令和 8 年 1 月 5 日から支障なく業務が実施できるよう、契約締結後に市との引継ぎを必要に応じ、随時行うものとする。なお、引継ぎに係る必要な経費については、業務受託者の負担とします。
- ・その他必要な事項は、選定会議の審査を経て決定するものとする。

## 13. 問い合わせ先

八尾市こども若者部こども若者政策課こども若者政策係

連絡先：TEL 072-924-3988 / FAX 072-924-9548

電子メール kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp